都市計画道路　牧野長尾線

事業認可取得に伴う説明会

枚方市　土木部　道路整備課

本日の説明事項

○　道路の位置について

○　事業認可について

○　道路計画について
- 道路平面線形
- 道路縦断線形
- 道路幅員構成

○　今後のスケジュールについて

○　今回の工事について

道路の位置について

JR片町線
延長:1050m
幅員:16m
牧野長尾線
すみれ台地区
長尾大池
府道交野久御山線
長尾駅
府道
枚方高槻線
至府道
京都守口線

事業認可について（告示内容）

【告示番号】　大阪府告示第276号

【都市計画事業の種類及び名称】
東部大阪都市計画事業
３・４・210-14号　牧野長尾線

【施工者の名称】　枚方市

【事業者の所在地】　枚方市大垣内町二丁目１番20号

【事業地の所在】　枚方市　長尾播磨谷一丁目、
長尾東町一・二丁目、
長尾宮前二丁目　地内

事業認可に伴う制限

○建築等の制限（都市計画法第65条）

・事業地内に建築物等を設置する際や土地の形質を変更する際に、許可が必要となります。

○土地建物売買の制限（都市計画法第67条）

・事業地内の土地建物を売却する際は事前に、予定金額、買い主の届出が必要となります。
→届出後、枚方市は30日以内に買い取るかどうか通知します。
買いとる場合：　　売却予定金額に相当する代金で買収。
買い取らない場合：売却可能。
届出期間中は当該土地建物を譲り渡すことが出来ません。

☆罰則：届出なく売却を行った場合、50万円以下の罰金。

○土地収用法の適用（都市計画法第70条）

・土地収用法に基づく収用権が付与され、収用委員会に明渡裁決の申立が可能になります。

事業認可に伴う制度

○土地の買い取り請求制度（都市計画法第68条）

　当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、枚方市に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。

告示看板について

お　知　ら　せ

1　都市計画事業の種類及び名称
　東部大阪都市計画道路事業３・４・210－14 号牧野長尾線

2　施行者の名称　枚方市

3　事務所の所在地　枚方市大垣内町二丁目１番 20 号
　枚方市役所第２分館２階　土木部道路整備課

4　事業地の所在　枚方市枚方市長尾播磨谷一丁目、長尾東町一丁目、長尾東町二丁目、長尾台一丁目及び長尾宮前二丁目地内

5　都市計画事業認可に基づく規制等

○　当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、許可を受けなければなりません。（都市計画法第 65 条）

○　当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を枚方市長へ届け出なければなりません。

○　届出のあった日から 30 日以内に枚方市長が届出をした者に対し、当該土地建物等を買い取る旨の通知をしたときは、枚方市長と届出をした者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。（都市計画法第 67 条）

○　当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。（都市計画法第 68 条）

○　都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。（都市計画法第 70 条）

6　事業地の範囲
　下図のとおり
　なお、事業地の詳細については、上記事務所において縦覧しております。

7　注意事項
　５に掲げる届けをしないで当該事業地内の土地を有償で譲渡した者は、50 万円以下の過料に処されることが、都市計画法第 95 条に定められておりますので、ご注意ください。

関　係　者　各　位

　この度、東部大阪都市計画道路事業３・４・210-14 号牧野長尾線について、平成 27 年３月２日付けで、大阪府指令枚土第 7767 号により、都市計画法第 62 条第１項の規定による都市計画事業の認可の告示がなされました。

　都市計画事業の認可がなされると、告示の日から満１年を経過するごとに土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。

　したがって、本事業においては、平成 27 年３月２日（以下、「告示の時」という。）を基準として土地収用法上の種々の規定が適用されることになっております。

　この告示がなされますと、当該事業用地に対する補償額の算定は、告示の時の価格を基準として、買収時点の価格を算定するとともに、土地所有者等は、土地の収用又は使用の裁決を申請するよう枚方市長に請求でき、また、その土地の補償金を支払うよう併せて請求できるなどの効果が発生します。

　なお、本事業につきましては、枚方市土木部道路整備課において、関係図書がご覧になれるよう備え置いてありますので、皆様の土地が事業用地の区域内にあるかどうかご確認ください。

　土地収用法に基づく効果

○　土地代金等の土地に関する補償金は、この告示の時における土地の価格を基準として、買収時点の価格を算定します。

○　この告示があった後、土地又はその土地にある物件に新たな権利を取得されても、既存の権利を承継された場合を除き補償を受けることができません。

○　この告示があった後、枚方市長の許可を受けないで土地の形質を変更されたり工作物の新築増改築等をされても、それについて補償されません。

○　この告示があった後から土地所有者又は土地に関して一定の権利を持っておられる方は、枚方市長に対して土地収用法に基づく裁決の申請をするよう請求することができます。なお、これらの方が裁決申請の請求をされた時または枚方市長が既に裁決申請している時は、自己の権利に対する補償金を支払うよう枚方市長に請求できます。

○　上記の裁決申請がなされた土地から早く物件を移したい方は、大阪府収用委員会に対して明渡裁決の申立てを行うことができます。

　また、これらにつきまして、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せいただければ、担当者が説明させていただきます。

お問合せ　枚方市土木部道路整備課　（代）072-841-1221
（直）050-7102-6520

告示看板について

3・4・210－14 牧野長尾線（2L）
3・4・210－54 長尾東通線（2L）
長尾東町一丁目
大池
長尾宮前二丁目
長尾宮前一丁目
長尾元町六丁目
長尾霊苑

道路計画（道路平面線形）

【平面図】
至京田辺市
6工区
市道長尾京田辺線
JR片町線
起点部交差点
府道交野久御山線
すみれ台
地区
長尾大池
至長尾駅
池埋め立て部分
7工区
橋梁部分
府道枚方高槻線
終点部交差点

道路計画（道路縦断線形）

【縦断図１】

道路計画（道路縦断線形）

道路計画（道路縦断線形）

【縦断図3】

道路計画（道路縦断線形）
【縦断図4】
至起点部交差点
至終点部交差点
橋梁部分
長尾大池
7.0%
7.000%
1.050%
高架橋 L=105500
26500
26500
26500
26000
場所打ち杭 φ1200 L=7.50m, N=15本
場所打ち杭 φ1200 L=11.50m, N=10本
場所打ち杭 φ1200 L=14.00m, N=10本
場所打ち杭 φ1200 L=6.00m, N=10本
場所打ち杭 φ1200 L=9.00m, N=12本
VCL=60 R=750
VCL=40 R=580
12

道路計画（道路縦断線形）

【縦断図5】
至起点部交差点
橋梁部分
接道
終点部交差点
1.050%
5.897%
1.266%
VCL=60 R=750
VCL=40 R=580
VCL=38 R=820
場所打ち杭 φ1200
L=6.00m, N=10本
場所打ち杭 φ1200
L=9.00m, N=12本
NO.230+13.00
主要地方道 枚方・高槻線 交点
NO.237+8.70
i=1.050%
L=70.500
i=5.897%
L=39.000
i=1.266%
L=53.700
86.140
85.400
87.700
88.380
IP.12
IA=1-10-54

道路計画（道路幅員構成）

【平面図】
至京田辺市
JR片町線
横断図3
横断図2
横断図1
起点部交差点
府道交野久御山線
至長尾駅
長尾大池
すみれ台
地区
府道枚方高槻線
終点部交差点

道路計画（道路幅員構成）

【横断図1】すみれ台地区

道路計画（道路幅員構成）

すみれ台地区

【横断図2】 JR交差付近

道路計画（道路幅員構成）

【横断図3】
府道交野久御山線付近

今後のスケジュール

○平成27年度～　　用地買収、設計

○平成27年度
　～平成32年度　　すみれ台地区工事
　　　　　　　　　道路工事

○平成28年度
　～平成32年度　　JR架道橋工事

○平成33年3月　　道路供用開始

今回の工事について

〇工事名：牧野長尾線（6工区）道路整備工事
（長尾東町地区）

〇工事場所：枚方市　長尾東町2丁目　地内
（位置図参照）

〇工事期間：平成27年11月１８日～
平成２８年3月１５日

〇工事時間：午前９時～午後５時まで
（前後１時間の準備があります）

〇受注者：日垣水道設備㈱

工事位置図